

産業廃棄物処理計画書

令和6年4月9日

(提出先)

京都府知事 殿



提出者

住 所 埼玉県朝霞市西原1-1-1

氏 名 株式会社武蔵野

代表取締役 安田 信行

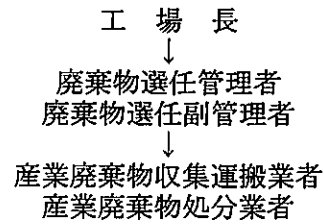
電話番号 075-972-2811

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社武蔵野（京都工場）
事業場の所在地	京都府八幡市戸津水戸城55
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	食料品製造業
② 事業の規模	2,304万円（令和5年度総売上高）
③ 従業員数	2100名（正社員200名、パート1900名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	動植物性残渣→脱水→有価物（燃料・肥料） 汚泥→脱水→有価物（燃料・肥料） 廃プラ→固形燃料化→焼却発電→埋め立て 混合廃棄物→分別→焼却→埋め立て

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥	廃プラ	混合廃棄物
	排出量	2043.3 t	1910.2 t	738 t	27.42 t
	（これまでに実施した取組） 工程毎のロスを軽減することで不良品量を削減。 発生した廃棄物も全て再資源化リサイクルをおこなっており、 環境負荷低減活動を維持している。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥	廃プラ	混合廃棄物
	排出量	2000 t	1900 t	710 t	30 t
	（今後実施する予定の取組） 現状の活動を維持し、今後も不良品量削減に取り組む。 廃棄物は引き続き現在の再資源化リサイクルを維持し、 その管理を徹底する。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 従業員への分別廃棄に関し、指導をおこなっている。 掲示等を利用してわかりやすくする。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 今後も従業員への分別廃棄を徹底指導する。 「分ければ資源」意識をもって取り組む

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥	廃プラ	混合廃棄物
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自社での再生は行っていない。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥	廃プラ	混合廃棄物
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も再生の予定はなし。				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥	廃プラ	混合廃棄物
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥	廃プラ	混合廃棄物
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥	廃プラ	混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥	廃プラ	混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自社での埋立等の処分はなし。				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥	廃プラ	混合廃棄物
	全処理委託量	2043.3 t	1910.2 t	738 t	27.42 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2043.3 t	1910.2 t	738 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2043.3 t	1910.2 t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	738 t	27.42 t
	(これまでに実施した取組) 動植物性残渣は肥料化、汚泥は肥料化を実施している。				

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥	廃プラ	混合廃棄物
	全処理委託量	2000 t	1900 t	710 t	30 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2000 t	1900 t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2000 t	1900 t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	710 t	30 t
	(今後実施する予定の取組) プラ材処理業者等の情報を取り、工場に適合してれば有効に取り入れるようにする。				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。